



PEFC ST 5003:2025

PEFC ST 5002 – RED III認証を提供する認証機関に対する追加要求事項



PEFC RED III
STANDARD



PEFC理事会

スイス、ジュネーブ1215プレボア通りICCビルC1

電話 : +41(0)22 799 45 40

ファックス : +41 (0)22 799 45 50

Eメール : infp@pefc.org

Web : www.pefc.org

著作権表示

©PEFC評議会 2023

この規格は、PEFC 評議会が所有する著作権によって保護されている。
この文書は PEFC 評議会のウェブサイト (www.pefc.org) から、または要求があれば自由に入手することができる。

本規格のいかなる部分も、PEFC 評議会の許可なく、商業的な目的のために、いかなる形式、手段によっても、変更、修正、複製、複写することはできない。

この文書の正式版は英語である。
この文書の翻訳は、PEFC 評議会または PEFC 各国政府機関から入手できる。
または PEFC 国内運営団体から入手することができる。
言語解釈に疑義がある場合は、英語版を参照すること。

文書名: ST 5002 – RED III 認証を提供する認証機関に対する追加要求事項

文書タイトル: PEFC ST 5003

承認者: PEFC 総会 **Date:** 2025-05-08

発行日: 2025-05-12

発効日: 2025-05-12

内容

| | |
|--|-----|
| 1. 范囲 | 7 |
| 2. 規範対象文書 | 8 |
| 3. 用語と定義 | 10 |
| 3.1 一般的な事項 | 10 |
| 4. 一般的な要求事項 | 27 |
| 4.1 法律及び契約事項 | 27 |
| 4.2 公平性の管理 | 27 |
| 4.3 公開情報 | 28 |
| 5. 資源に関する要求事項 | 29 |
| 5.1 認証機関の人員 | 29 |
| 5.2 認証プロセスに携わる人員の能力管理 | 30 |
| 6. プロセス要求事項 | 31 |
| 6.1 申請 | 31 |
| 6.2 申請のレビュー | 31 |
| 6.3 審査 | 32 |
| 6.4 認証の決定 | 34 |
| 6.5 認証文書 | 34 |
| 6.6 認証の終了、削減、一時停止、取消 | 38 |
| 6.7 記録 | 39- |
| 7. 廃棄物及び残渣の審査に関する追加要求事項 (サプライチェーン審査要求事項) | 40 |
| 7.1 一般的な事項 | 40 |
| 8. 実績値に基づくGHG排出量計算の審査に関する追加要求事項 | 42 |
| 8.1 一般的な事項 | 42 |
| 9. マネジメント要求事項 | 43 |
| 9.1 一般的な事項 | 43 |
| 9.2 付属書1 (義務的): 審査報告書の最低限の内容/参考文献 | 44 |

序文

PEFCは森林認証プログラム（Programme for the Endorsement of Forest Certification）の略称で、森林認証と森林由来製品のラベリングを通じて持続可能な森林管理を推進する世界的組織である。PEFCの主張やラベルが付いた製品は、その製造に使用される原材料が持続可能な方法で管理された森林や森林外樹林（TOF）地域、リサイクル、管理された供給源に由来することを保証するものである。

PEFC評議会は、PEFC評議会の要求事項に適合する国や地域の森林認証制度を承認している。制度は定期的に評価される。

この文書は、幅広い利害関係者を対象とした、オープンで透明性の高い、協議と合意に基づくプロセスで作成された。

はじめに

PEFC評議会はPEFC森林認証スキームの所有者である。PEFC評議会はPEFC RED II認証スキームをRED III指令に準拠させるために改訂し、PEFCのCoC認証組織がRED III指令の義務を遵守できるようにした。.

PEFC RED III 認証スキームは、PEFC COCのスキームの上に構築され、既存の COCの要求事項の補足と解釈、そして新たな要求事項を提供している。また、このスキームの整合性、調和された実施、一貫性を確保し、ステークホルダーと市場のニーズと期待を満たすことを保証するために必要な、CoC届出認証機関に対する追加要求事項やその他の技術的 requirement も含まれている。

PEFC RED III 認証スキームの範囲は、以下の属性によって定義される：

バイオマスの種類：森林由来のリグノセルロース系原料（森林バイオマスおよび林業残渣）、森林関連産業由來の加工残渣、廃棄物。

注：農業、養殖業、漁業由來のバイオマスは、関連産業や加工残渣を含め、PEFC RED III認証スキームの対象外とする。（ペレット、木屑、等級別豚燃料）

燃料の種類：暖房、冷房、発電のためにリグノセルロース系原料から製造されるバイオマス燃料（ペレット、木屑、等級別豚燃料）。

注1：「バイオリキッド」、「バイオ燃料」、「バイオガス」、「非生物起源の再生可能燃料」、「再生炭素燃料」は、PEFC RED III認証スキームの対象外。

注2：等級分けされた豚燃料とは、鈍器による破碎によって製造された、様々な大きさと形状の木片を持つ木質燃料のことである（この定義はISO16559に基づく）。

対象地域：グローバル

COCの適用範囲：バイオマスサプライチェーンの全て

この規格は国際的なものであり、要求事項はグローバルに実施できる。

PEFC RED III認証スキームは、森林バイオマスや森林関連産業由來の加工残渣や廃棄物に由來するリグノセルロース系原料を、熱、冷却、エネルギー生産のために供給する組織は、RED IIIに準拠した宣言や主張を行うために、PEFC RED III認証書とPEFCのCoC認証書を保有することを義務付けている。

森林バイオマスがRED IIIの持続可能性基準に適合していることを保証するのは、PEFC RED III認証組織である。

森林バイオマスを調達する際、PEFC RED III認証組織は調達することができる：

RED IIIの持続可能性基準にレベルAで適合していることを証明するPEFC認定のリスクアセスメントがある国で生産された森林バイオマス。このような場合、森林バイオマスの生産者は追加のPEFC認証を必要としない。

- a) PEFCがレベルAで認めたリスクアセスメントが存在する国の森林バイオマス。ただし、そのリスクアセスメントがレベルAに完全に適合していることを証明するものでない場合、またはそのような国のリスクアセスメントが存在しない場合。このような場合、PEFC RED III認証組織は、森林バイオマスがPEFC認証（有効で承認されたPEFC SFM認証の保有者によって生産されたもの）であることを保証しなければならない。さらに、PEFC RED III認証機関は、レベルAの非適合RED III持続可能性基準をレベルBで遵守していることを証明するため、バイオマス生産者に対し、PEFC ST 5002の第6章の対応する要求事項を遵守するよう求めるものとする。
- b) PEFCによりレベルAとして認められたリスク評価が存在する国からの森林バイオマス。ただし、当該リスク評価がレベルAでの完全な適合性を証明しない場合、または当該国におけるリスク評価が存在しない場合。そのような場合、PEFC RED III認証組織は、当該森林バイオマスがPEFC認証（有効かつ認められたPEFC SFM認証保持者により生産されたもの）であることを保証しなければならない。さらに、PEFC RED III認証組織は、バイオマス生産者に対し、PEFC ST 5002第6章の対応する要求事項を遵守し、レベルAで準拠していないRED III持続可能性基準についてレベルBでの準拠を証明するよう要求しなければならない。PEFC RED III認証組織は、森林バイオマスの生産者に対し、レベルBの対応する要求事項への準拠を証明する証拠を提出するようレベルAで準拠していないRED III持続可能性基準へのレベルB準拠を証明するよう求めるものとする。PEFC RED III認証組織は、森林バイオマス生産者に対し、PEFC ST 5002第6章の対応するレベルB要件への準拠証拠を提供するよう要求するものとする。

1. 範囲

この規格は、PEFC ST 2003 「PEFC 国際 CoC 規格に対する認証を運営する認証機関に対する要求事項」に対する解釈と追加要求事項を規定するものであり、RED IIIへの準拠を目的とした PEFC ST 5002 に対する認証を提供するために、認証機関が実施しなければならないものである。

PEFC ST 5002 に規定された要求事項に対する審査を提供するために、認証機関の要員は、PEFC ST 2003 に従った PEFC CoC 審査を提供する資格を有し、かつ本文書の追加要求事項に従つた資格を有するものとする。

本規格では、次のような動詞の形を用いる：「shall」は要件を、「should」は勧告を、「may」は許可を、「can」は可能性または能力を示す。詳細については、ISO/IEC 専門業務用指針第 2 部を参照されたい。

2. 規範参照文書

以下の参考文献は、本規格の適用に不可欠なものである。日付のあるもの、ないものともに、参照文書の最新版（改訂を含む）が適用される。

ISO/IEC 17000, 適合性評価-用語及び一般原則

ISO/IEC 17021-1, 適合性評価-マネジメントシステムの審査及び認証を行う機関に対する要求事項-第1部. 要求事項

ISO/IEC 17065適合性評価-製品、プロセス及びサービスを認証する機関に対する要求事項

ISO/IEC 17067, 適合性評価-製品認証の基礎及び製品認証スキームのガイドライン

ISO/IEC 17029, 適合性評価-妥当性確認及び検証機関の一般原則及び要求事項

ISO 14065：環境情報を検証及び検証する機関のための一般原則及び要求事項

ISO 19011 マネジメントシステム審査ガイドライン

PEFC ST 1003、持続可能な森林管理-要求事項（www.pefc.org から入手可能）

PEFC ST 1002、グループ森林管理認証-要求事項（www.pefc.org から入手可能）

PEFC ST 2001、PEFC 商標規定-要求事項（以下、PEFC 商標規定）（www.pefc.org から入手可能）

PEFC ST 2002、森林および樹木を原料とする製品の CoC、要求事項（www.pefc.org から入手可能）

PEFC ST 2002-1, PEFC EUDR Due Diligence System (PEFC EUDR DDS)の実施に関する要求事項（www.pefc.org から入手可能）

PEFC ST 2003, PEFC International Chain of Custody Standard に対する認証を提供する認証機関に対する要求事項（www.pefc.org から入手可能）

PEFC ST 5002, 森林バイオマスを調達する組織に対する追加要求事項-RED III

PEFC ST 5004, RED III 指令第 29 条(6a)および(7a)に従ったレベル A リスクアセスメントの作成と PEFC による承認に関する要求事項。

地理的範囲]から供給される森林バイオマスの RED III 持続可能性基準に対するレベル A のリスク評価のための PEFC テンプレート

再生可能エネルギー源の利用促進に関する指令 (EU) 2018/2001 (RED II指令) 再生可能エネルギー源の利用促進に関して、指令 (EU) 2018/2001、規則 (EU) 2018/1999、指令98/70/ECを改正し、理事会指令 (EU) 2015/652 (RED III指令) を廃止する2023年10月18日の欧州議会および理事会指令

(EU) 2023/2413

欧州議会および理事会指令 (EU) 2018/2001の第29条に規定された森林バイオマスの持続可能性基準の遵守を実証するための証拠に関する運用ガイドの確立に関する2022年12月13日付欧州委員会施行規則 (EU) 2022/2448 (IR 2022/2448)

持続可能性と温室効果ガス排出削減基準および低間接的土地利用変化リスク基準の適用を検証するための規則に関する2022年6月14日付欧州委員会施行規則 (EU) 2022/996およびその付属書 (IR 2022/996) 認証機関の認定に関する施行規則 (EU) 2022/996を改正し、同規則の付属書VIIを修正する2025年2月3日付の欧州委員会施行規則 (EU) 2025/196 (IR 2025/196)

廃棄物に関する2008年11月19日付欧州議会および理事会指令2008/98/ECおよび特定の指令の廃止

森林減少及び森林劣化に関する特定の商品及び製品のEU市場での入手可能化及びEUからの輸出に関する2023年5月31日付欧州議会及び理事会規則(EU)2023/1115号、並びに規則(EU)No 995/2010号の廃止

ガソリンおよびディーゼル燃料の品質に関する欧州議会および理事会指令98/70/ECの第7条b(3)(c)および再生可能エネルギー源の利用促進に関する欧州議会および理事会指令2009/28/ECの第17条(3)(c)の目的における高度に生物多様性のある草地の基準および地理的範囲の定義に関する2014年12月8日付欧州委員会規則(EU)第1307/2014号

2009年4月23日付欧州議会および欧州理事会指令2009/28/EC (再生可能エネルギー源の利用促進、指令2001/77/ECおよび2003/30/ECの改正および廃止について

自然生息地および野生動植物の保護に関する1992年5月21日理事会指令92/43/EEC

野鳥の保護に関する2009年11月30日付欧州議会および理事会指令2009/147/EC

2010年10月20日付欧州議会及び理事会規則 (EU) 第995/2010号は、木材及び木材製品を市場に流通させる事業者の義務を定めている。

注 : 規則 (EU) No 995/2010 (EUTR) は規則 (EU) 2023/1115 (EUDR) により廃止された。EUTRからEUDRへの移行は、EUDRに規定された移行期間に従うものとする。

特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約 (ラムサール条約) 、国連、1971年

3. 用語と定義

3.1 一般的事項

REDⅢの第2条、「森林バイオマスの持続可能性基準への適合を実証するための証拠に関する運用ガイドラインの確立に関する欧州委員会実施規則（EU）」（以下IR 2022/2448）の第2条、および「持続可能性と温室効果ガス排出削減基準および低間接的土地利用変化リスク基準の検証規則に関する欧州委員会実施規則（EU）」（以下IR 2022/996）の第2条に定められた以下の定義は、PEFC ST 5002の実施に適用される。

3.1.1 実際的な価値

特定のバイオ燃料、バイオリキッド、バイオマス燃料の製造工程の一部または全工程における温室効果ガス排出削減量を、REDⅢの附属書VのC部または附属書VIのB部に規定された方法論に従って算出したもの。

3.1.2 農業バイオマス

農業から生産されるバイオマス

3.1.3 バイオマス

植物性・動物性物質を含む農業、漁業・養殖業を含む林業および関連産業から排出される生物由来の生産物、廃棄物、残渣の生分解性画分、および生物由来の産業廃棄物・都市廃棄物を含む廃棄物の生分解性画分。

3.1.4 バイオマス燃料

バイオマスから生産される気体燃料と固体燃料

3.1.5 炭素プール

加盟国の領域内にあり、炭素、炭素を含む温室効果ガスの前駆体、または炭素を含む温室効果ガスが貯蔵されている生物地球化学的特徴またはシステムの全体または一部。

3.1.6 炭素ストック

炭素プールに貯蔵されている炭素の質量。

3.1.7 炭素吸収源

温室効果ガス、エアロゾル、または温室効果ガスの前駆体を大気から除去するプロセス、活動、またはメカニズム。

3.1.8 認証審査（または初回審査）

ボランタリースキームに基づいて認証書を発行することを目的とした、スキーム参加前の初回審査。

3.1.9 認証機関

認証機関とは、指令(EU) 2023/2413により改正された指令(EU) 2018/2001の第30条(4)-(6)に従い、欧州委員会により承認されたボランタリースキームまたは国家的スキームと協定を締結し、ボランタリースキームまたは国家的スキームの認証システムを使用して、経済事業者の審査を実施し、ボランタリーまたは国家的スキームに代わって認証書を発行することにより、原材料または燃料の認証サービスを提供する独立した認定適合性評価機関をいう。

注：認証機関は PEFC と PEFC RED III 通知契約を締結しなければならない。有効な PEFC RED III 通知契約を有する認証機関は、PEFC RED III 通知認証機関と呼ばれる。

3.1.10 収穫国

森林バイオマス 原料が伐採された国または地域

3.1.11 重大な不適合

不正行為、不可逆的な不適合、または自主的スキームの完全性を危うくする違反など、ボランタリースキームの基準に意図的に違反すること。クリティカルな不適合には、以下のものが含まれるが、これらに限定されない：

- a) RED III の必須要件への不遵守、例えば同指令の第 29 条(3)、(4)、(5)に反する土地転換など。
- b) 持続可能性証明書や自己宣言書の不正発行。例えば、経済的利益を求めるために持続可能性証明書を意図的に複製すること。
- c) 原材料説明の意図的な虚偽記載、温室効果ガス (GHG) 値や投入データの改ざん、廃棄物や残渣の意図的な生産、例えば、残渣物を追加生産するための生産工程の意図的な変更、廃棄物として分類する意図での材料の意図的な汚染。

3.1.12 枯死木

落葉層に含まれない、立木、地表に倒れたもの、土壤中のものを含む、すべての非生物性の木質バイオマス。これには地表に倒れた木材、粗大残渣、枯死根、直径10cm以上または当該国が採用するその他の直径の切り株が含まれる。

3.1.13 デフォルト値

あらかじめ決められた係数を適用することによって典型的な値から導き出される値であり、RED IIIに規定された状況において、実際の値の代わりに使用することができる。

3.1.14 経済事業者／組織

原材料の生産者、廃棄物や残渣の回収業者、原材料を最終燃料や中間製品に加工する施設の運営者、エネルギー（電気、暖房、冷房）を生産する施設の運営者、または原材料や燃料を物理的に所有する貯蔵施設や業者を含むその他の事業者。

注1：「経済事業者」という用語は、PEFC ST 2002 で使われている「組織」という用語に相当する。

注2：PEFC RED III 認証スキームに基づいて発行された有効な PEFC RED III 認証書を保有する組織を PEFC RED III 認証組織と呼ぶ。

3.1.15 期限切れ証明書

有効期限が切れた証明書

3.1.16 最初の集積地

農業バイオマス、森林バイオマス、廃棄物、残渣の生産者から直接原料を調達している、または非生物由来の再生可能燃料の場合は、そのような燃料を生産している工場から原料を調達している、経済事業者または契約上の他の相手方によって直接管理されている貯蔵または加工施設。

注1：廃棄物や残渣の最初の集積地点は、収集地点である。集荷場とは、廃棄物や残渣からリグノセルロース系原料を調達する経済事業者が直接管理する貯蔵施設や加工施設のこと。

注2：PEFC ST 5002 の範囲内では、第一集荷場は森林バイオマスおよびリグノセルロース系廃棄物・残渣の生産者から直接原料を調達する組織のみを対象とする。

3.1.17 当事者審査

最初の集積地に供給する経済事業者による自己宣言

3.1.18 森林バイオマス

林業から生産されるバイオマス。

注：森林バイオマスには林業残渣も含

3.1.19 森林再生

伐採によって、または火災や暴風雨を含む自然的な原因によって、以前の森林が除去された後に、自然的または人工的な手段によって再び森林を形成すること。

3.1.20 林業残材

林業から直接発生する残渣で、関連産業や加工からの残渣を含まないもの。

3.1.21 草地

少なくとも5年間継続して草本または低木の植生が優占する陸上生態系。牧草地や牧草地を含むが、他の作物生産のために耕作されている土地や、一時的に休耕している農地は除外する。さらに、RED IIIの第29条(4)(b)に定義される継続的な森林地帯は、農業環境において樹木が作物や動物生産システムとともに管理される土地利用システムを含むアグロフォレストリーシステムでない限り、除外される。草本または低木の植生が優勢であるということは、それらの地上被覆の合計が樹冠被覆よりも大きいことを意味する。

出典 欧州委員会規則 (EU) No 1307/2014

3.1.22 国または準国家レベルでの収穫基準

RED IIIの第29条6項の(a)に規定されている基準：

- a) 森林バイオマスが伐採された国には、伐採地域に適用される国または準 国の法律があり、以下を確保するための監視・執行システムがある：
 - i. 伐採作業の合法性；
 - ii. 伐採された地域の森林再生；
 - iii. 湿地、草地、ヒースランド、泥炭地を含む自然保護目的で、国際法もしくは国内法、または関連する管轄当局によって指定された地域が、生物多様性の保全と生息地の破壊の防止を目的として保護されている；
 - iv. 伐採は、持続可能な森林管理の原則に従い、土壤の質と生物多様性の維持に配慮して行われ、いかなる悪影響も防止することを目的として、切り株や根の伐採、森林所在国で定義される原生林および老齢林の劣化、または人工林への転換、脆弱な土壤での伐採を回避する方法で行われ、伐採は、森林所在国で定義される大規模皆伐の最大閾値および枯れ木採取のための地域的かつ生態学的に適切な保留閾値を遵守して行われ、伐採は、土壤の圧縮を含む土壤の質、生物多様性の特徴および生息地への悪影響を最小限に抑える伐採システムを使用する要件を遵守して行われること。
 - v. 伐採が森林の長期的な生産能力を維持または向上させること；
 - vi. 森林バイオマスが伐採される森林が、森林法III第29条第3項(a)、(b)、(d)及び(e)項 [生物多様性価値の高い土地]、第4項(a)項 [湿地]、並びに第5項 [泥炭地] に規定される土地の区分に該当す

る土地に由来しないこと（それぞれ同項に規定される土地の区分決定条件に従う）；及び、(a)項〔湿地〕、及び第5項〔泥炭地〕にそれぞれ規定される土地のステータス判定条件と同様の条件下にあること；並びに、

vii 森林バイオマスからバイオ燃料、バイオ液体燃料及びバイオマス燃料を生産する施設は、保証声明書を発行すること。RED III第30条(3)に基づき実施される審査の目的において、企業レベルの内部プロセスによって裏付けられ、森林バイオマスが(vi)項で言及される土地から調達されていないことを保証する。

注：これは本規格の4.1.8項にも反映されている。

3.1.23 森林調達地域レベルでの収穫基準

RED III 第29条第6項(b)に定められた基準：

b) 前項(a)に記載された証拠が利用できない場合、森林バイオマスから製造されたバイオ燃料、バイオ液体、バイオマス燃料は、RED III 第29条第1項の(a)、(b)、(c)に記載された目的において考慮される。ただし、森林調達地域において以下の管理システムが整備されている場合に限る：

c) 管理システムは以下を確保すること：

i 収穫作業の合法性の確保

ii 伐採地の森林再生の実施

iii 自然保護目的で指定された地域の保護

国際法または国内法、あるいは管轄当局により自然保護目的で指定された地域（湿地、草地、ヒースランド、泥炭地などを含む）が保護されていること。ただし、原料の収穫がこれらの保護目的に干渉しないことを証明できる場合は除く。

iv 土壤の質と生物多様性の維持を考慮した収穫の実施

持続可能な森林管理の原則に従い、土壤の質や生物多様性を維持し、悪影響を防ぐことを目的として収穫が行われていること。具体的には、切り株や根の収穫を避け、原生林や老齢林の劣化やプランテーション林への転換を防ぎ、脆弱な土壤での収穫を避けること。

v 大規模皆伐の最大限度の遵守と枯死木の保持

森林が所在する国で定義された大規模皆伐の最大限度を遵守し、枯死木の除去に関して地域的かつ生態学的に適切な保持基準を守ること。また、土壤の圧密や生物多様性・生息地への悪影響を最小限に抑える伐採システムを使用すること。

vi 伐採により、森林の長期的な生産能力が維持または向上すること。

vii 森林バイオマスが、以下の土地を起源としていないこと。

- 2008年1月以降、原生林、人為的な活動が明確に認められず、生態系が著しく攪乱されていない在来種の森林、原生林、生物多様性に富む草地、およびヒースランドに該当していた土地。
- 2008年1月以降、生物多様性に富む森林およびその他の森林に該当していた土地。ただし、当該原材料の生産がこれらの自然保護目的を妨げていないという証拠が提示されている場合を除く。
- 2008年1月には湿地に該当していたが、現在は該当していない土地。
- 2008年1月には泥炭地に該当していた土地。ただし、当該原材料の耕作および伐採採が、以前は排水されていなかった土壤の排水を伴わないという証拠が提示されている場合を除く。

3.1.24 ヒースランド

低く密生した植生で、灌木、低木、矮性低木（ヒース、イバラ、エニシダ、ハリエニシダ、キバナフジなど）、および草本植物が優占し、発達の極相期を形成している。「ヒースランド」という用語について、このデフォルトの定義以外に国レベルでの定義が存在する場合は、国レベルの定義が適用される。

出典: EU コペルニクス

3.1.25 生物多様性に富む森林及びその他の樹木地

生物種が豊富で劣化しておらず、関連する管轄当局により生物多様性が高いと認定された土地。

注1: 「劣化していない」とは、例えば過放牧、植生への機械的損傷、土壤侵食、土壤品質の低下などによる生物多様性の長期的な喪失が特徴的でないことを意味する（欧州委員会規則（EU）第1307/2014号）。注2: 「種が豊富」とは以下を意味する：

注2: 「種が豊富」とは以下を意味する

- a) 絶滅危惧種国際連合（IUCN）の絶滅危惧種レッドリスト、または原材料の産出国における国内法で認められた、もしくは当該国の権限ある当局によって認められた、種または生息地に関する同様の目的を持つその他のリストにおいて、絶滅危惧種、絶滅危惧II類、または準絶滅危惧種に分類される種にとって極めて重要な生息地；または
- b) 固有種または分布域が限定された種にとって極めて重要な生息地；または
- c) 種内遺伝的多様性にとって極めて重要な生息地；または

- d) 渡り鳥種または群集性種の世界的に重要な集中地にとって極めて重要な生息地；または
- e) 地域的または国家的に重要、あるいは高度に脅威にさらされている、または固有の生態系

(欧州委員会規則 (EU) 第1307/2014号)

3.1.26 生物多様性に富んだ草地

1ヘクタール以上の草地で次のいずれかに該当するもの：

- a) 自然、すなわち人間の介入がなければ草原のままであり、自然の種組成と生態学的特性およびプロセスを維持する草原；または
- b) 非自然的、すなわち人間の介入がなければ草原でなくなるが、種が豊富で劣化しておらず、関連する所管官庁により高度な生物多様性を有すると特定された草原。ただし、その高度な生物多様性を有する草原としての状態を維持するために原料の採取が必要であるという証拠が提供される場合は除く。

注1：欧州委員会は、高度に生物多様性に富む草地という用語の対象となる草地を決定する基準をさらに具體化する実施法令を採択する場合がある。

注2：土地が草地として残存している場合、または人間の介入がなければ草地として残存していたであろう場合、かつ規則 (EU) 第1307/2014号に列挙される地理的分布域のいずれかに位置する場合、当該土地は自然の高生物多様性草地とみなされる。

注3：「劣化していない」とは、例えば過放牧、植生への機械的損傷、土壤侵食、土壤品質の低下などによる生物多様性の長期的な喪失が特徴的でない土地を意味する（欧州委員会規則 (EU) 第1307/201号）。

注4：「種が豊富」とは以下を意味する：

- a) 絶滅危惧種国際連合 (IUCN) の絶滅危惧種レッドリスト、または原産国における国内法で定められた、あるいは原産国の管轄当局によって認められた、種または生息地に関する同様の目的を持つ他のリストにより、絶滅危惧種、絶滅危惧II類、または準絶滅危惧種に分類される種にとって極めて重要な生息地であること；または
- b) 固有種または分布域が限定された種にとって極めて重要な生息地；または
- c) 種内遺伝的多様性にとって極めて重要な生息地；または
- d) 渡り鳥または群集性種の世界的に重要な集中地にとって極めて重要な生息地；または

e)地域的または国家的に重要、あるいは高度に脅威にさらされている、または固有の生態系。

(欧州委員会規則 (EU) 第1307/2014号)

注5：「人為的介入」とは、管理された放牧、刈り取り、伐採、収穫または焼却を意味する。

注6：欧州連合の以下の地理的範囲内で特定された草原は、常に生物多様性の高い草原とみなされる：

a)理事会指令92/43/EECの付属書Iに記載された生息地；

b)指令92/43/EECの付属書II及びIVに記載された、連合の関心を有する動植物種にとって重要な生息地指令2009/147/ECの付属書Iに記載された、野鳥種にとって重要な生息地

3.1.27 設備

電気、暖房または冷房の生産単位。バイオ燃料、輸送部門で消費されるバイオガス、バイオリキッドの物理的生産、および**バイオマス燃料**からの冷暖房および電力の物理的生産が開始された時点で、設備は稼動しているとみなされなければならない。

3.1.28 法的前任者

法的には新しい事業者に取って代わられたが、その所有権、経営の構成、作業方法または活動範囲に関して実質的な変更がないか、表面的な変更のみが行われた**経済事業者**。

3.1.29 レベルA

伐採国、および該当する場合は**森林バイオマス**が伐採された準国地域が、伐採地域に適用される法令規則を有し、国および準国地域における法令規則の実施と執行を確実に監視するシステムが存在することの証明。さらに、レベルAの証明は、その国が国レベルで土地利用、土地利用変化及び林業（LULUCF）の基準を遵守していることも意味する。

3.1.30 レベルB

森林調達地域レベルでの**RED III 持続可能性基準**の遵守を示す証拠。

注：レベルBの証明は、特定の国または特定の**RED III 持続可能性基準**について、レベルAの証明が存在しない場合に適用される。

3.1.31 リグノセルロース系材料

森林、木質エネルギー作物、森林産業の残渣や廃棄物から得られるバイオマスなどのリグニン、セルロース、ヘミセルロースからなる物質。

3.1.32 長期生産能力

森林の健全性と、様々な品質等級の木材や非木材林産品、大気や水の浄化、野生生物の生息地の維持、レクリエーションや文化資本を含む生態系サービスなどの産品を、長期にわたって、場合によっては連続する複数の輪伐期をまたぎ、継続的かつ持続的に供給する森林の能力。

3.1.33 国レベルでのLULUCF基準

RED III 第29条(7)の(a)に規定されている基準：

- a) **森林バイオマスの原産国または原産地域経済統合組織**が以下のいずれかに該当すること：
 - i. パリ協定の締約国であること。
 - ii. 国連気候変動枠組条約（UNFCCC）に国が決定する貢献（NDC）を提出し、当該NDCに農業、林業及び土地利用からの排出と除去が含まれており、バイオマス伐採に伴う炭素蓄積量の変化が、NDCに規定された温室効果ガス排出削減・制限のコミットメントに確実に参入されていること。
又は
 - iii. パリ協定第5条に基づき、伐採地域で適用される、炭素蓄積と吸収源を保全・強化し、報告されたLULUCFセクターの排出量が除去量を上回らないことを証明するための国レベルまたは準国レベルの法律が整備されていること。

3.1.34 調達地域レベルのLULUCF基準

RED III 第29条(7)の(b)に規定されている基準：

- b) 上記(a)に記載される証拠がない場合であって、森林の炭素蓄積量と吸収量が長期的に維持または強化されるような管理システムが森林の調達地域レベルで構築されている場合には、**森林バイオマス**から生産されたバイオ燃料、バイオリキッド、**バイオマス燃料**は、RED III 第29条第1項第1号の(a)、(b)、(c)に記載される目的のために、考慮されなければならない。

3.1.35 重大な不適合

RED III および**ボランタリースキーム**の義務的 requirement 事項の不遵守で、その**不適合**が可逆的であり、繰り返し発生し、システム上の問題を明らかにする可能性があるもの、または単独で、あるいはさらなる不適合と組み合わせて、根本的なシステム不全をもたらす可能性があるもの。

3.1.36 調達地域管理システム

テキスト、地図、表、グラフの形式を含む、調達地域レベルの森林地域について収集した情報、森林資源管理または開発目標を達成するために計画・実施された戦略や管理活動。

注：調達地域レベルで収集された情報は、組織の管理システム、つまり、方針と目的、及びそれらの目的を達成するためのプロセスを確立するための、組織における相互に関連し、又は相互に作用する一連の要素に反映される。「管理システム」とは、バイオマスの調達が第 29 条(6)(b)及び第 29 条(7)(b)に定義される森林調達

地域レベルの持続可能性基準を遵守していることを証明するために**経済事業者**が運営する情報管理システムを意味する。管理システムは、持続可能性基準(PEFC ST 5002に詳述)に関連し、調達地域の森林管理者/所有者により適用され、また適用される予定の管理手法を文書化しなければならない。ほとんどの場合、**経済事業者はバイオマス**の供給元となる森林を管理する法的権限を持たないため、管理システムを森林管理システムと混同してはならない。管理システムは、リスクベースのアプローチを通じて、すべての持続可能性基準への適合を証明するために必要な情報が経済事業者によって収集、検証、評価、安全に保管され、マスバランスのCoCを用いてサプライチェーンの下流へ適切に受け渡されることを保証するものである。このシステムは、正確で信頼性が高く、不正行為から保護されている必要があり、これには、委託物やその一部が**廃棄物**や**残渣**となるような、意図的な変更や廃棄が行われないことを保証するための検証も含まれる (RED III 第30条(3))。(出典: RED II BIO, 2.2.2 and 2.2.3)。

3.1.37 マスバランスシステム

RED IIIの第30条(1)に記載されているマスバランスシステムは、RED IIIの「持続可能特性」が「物理的供給」に割り当てられて保持されるシステムを説明している。これは、サプライチェーンの各段階において、販売される材料が持ち込まれた材料と全体として同じRED IIIの持続可能特性を持つ限り、すなわち、単位入力=単位出力（換算係数を考慮する）である場合、異なるRED III持続可能特性を有する材料を物理的に混合することが可能であることを意味する。RED IIIの持続可能特性は、混合物から取り出された材料に柔軟な方法で割り当てることができる。マスバランスシステムは次の各事項が適用される：

- a) **持続可能性とGHG排出削減の特性**が異なる原材料や燃料の委託物を、コンテナ、加工・物流施設、流通インフラ、現場などで混合することが許容される。
- b) エネルギー含有量の異なる原材料の委託物をさらなる加工・処理のために混合することが認められる。ただし、エネルギー含有量に応じて委託物のサイズを調整することを条件とする。
- c) 上記(a)で言及された委託物の**持続可能性**、**GHG排出削減の特性**およびサイズに関する混合物に割り当てられた情報を保持する必要がある。
及び、
- d) 混合物から取り出されるすべての委託物の合計が、混合物に加えられるすべての委託物の合計と同じ持続可能特性を同じ量だけ持つものとして示され、このバランスが適切な期間にわたって達成される必要がある。

注：マスバランスシステムは、PEFC ST 5002に特有の、追加的かつ別個のCoC方法である。

3.1.38 軽微な不適合

影響が限定的で、単一のまたは一時的な違反であり、システム上の不適合ではなく、是正されなくても根本的な不全につながらない**不適合**。

3.1.39 更なる加工・処理を目的とした原材料の混合

バイオ燃料、バイオリキッド、**バイオマス燃料**の製造のみを目的とした原材料の物理的混合。

3.1.40 自然障害

森林において著しい排出を引き起こす、人為的要因以外の事象または状況であって、その発生が関連する加盟国の制御を超え、かつその影響を当該加盟国が客観的に著しく制限することができないもの。

3.1.41 不適合

組織または認証機関が加盟している、またはその下で運営している**ボランタリースキーム**によって確立された規則および手順の、組織や認証機関による不遵守

3.1.42 老齢林（オールドグロス林）

原生林または未擾乱林において、主に自然過程を通じて発達した在来樹種から構成される林分または区域。これらは通常、同種の原生林または未擾乱林における後期遷移段階の発達段階に関連する構造と動態を示す。過去の人的活動の痕跡が認められる場合もあるが、それらは徐々に消失しつつあるか、自然過程を著しく妨げるほど限定的である。「原生林」の定義が国レベルで存在する場合は、当該国レベルの定義を使用するものとする。

出典：欧州委員会（2023年）。欧州委員会職員作業文書「EU原生林及び原生林の定義、マッピング、モニタリング及び厳格な保護に関する欧州委員会ガイドライン」。SWD(2023)62最終版。

3.1.43 PEFC認可団体

PEFC 評議会に代わって PEFC スキームの運営を行う権限をPEFC 評議会により与えられた団体。

注：認可団体とは、該当国内で運営されている PEFC 国別管理団体、または PEFC 評議会から PEFC スキームの管理を認可されたその他の団体のことである。

3.1.44 PEFC国別管理団体（PEFC NGBs）

PEFC NGBは、該当国においてPEFCシステムを開発し、実施するために設立された独立した国内組織である。PEFC NGBのリストと連絡先は[PEFCのウェブサイト](#)に掲載されている。

3.1.45 PEFC RED III 認定機関

PEFC RED III 認定機関：PEFC 理事会により、PEFC 理事会に代わって PEFC RED III スキームの運営業務を実施する権限を付与された機関。

注1：認可機関は、自国内で活動するPEFC国家統括機関（PEFC NGB）か、PEFC評議会からPEFCまたはPEFC RED IIIスキームの運営を認可された他の機関のいずれかである。

注2：PEFC評議会がPEFC RED III認定機関を認定していない国においては、PEFC評議会事務局がPEFC評議会に代わって、PEFC RED III認定機関に割り当てられた業務を遂行する。注記2：PEFC評議会がPEFC RED III認可機関を認可していない国においては、PEFC評議会事務局がPEFC評議会に代わってPEFC RED III認可機関に割り当てられた業務を遂行する。

3.1.46 プランテーション森林

プランテーション森林とは、木材、繊維、エネルギーのための短伐期プランテーションなど集約的に管理され、植栽時及び林分成熟時に1または2種類の樹種、均等な齢級、一定の間隔という基準の全てを満たす育成林。生態系の保護や回復のために植林された森林、および植林や播種によって育成され、成熟段階で自然に再生する森林に類似している、または類似するであろう森林は除外される。

3.1.47 人工林

主に植林および/または意図的な播種によって育成された樹木で構成されている森林。ただし、植林または播種された樹木が成熟時に成長株の50%以上を構成すると予想される場合に限る。これには、以前に植林された、または播種により育成された樹木からなる雑木林が含まれる。

3.1.48 原生林

人間の活動の痕跡がはっきりと目に見えず、生態学的プロセスが大きく妨げられていない、在来樹種が自然に更新されている森林。

3.1.49 再認証審査

認証機関がボランタリースキームの枠組み内で発行した証明書の更新を目的とした審査。

3.1.50 承認された国内制度

RED III第30条(6)に基づき承認された国内制度。

3.1.51 承認されたボランタリースキーム

欧州委員会は、バイオ燃料、バイオリキッド、バイオマス燃料、または第27条(1)の(b)に言及する分子への算入が可能なその他の燃料の生産に関する規格を制定する国内または国際的なボランタリースキームが、第25条(2)及び第29条(10)の目的のために、温室効果ガス排出削減量に関する正確なデータを提供していること、第27条(3)及び第28条(2)及び(4)への適合を証明していること、若しくはバイオ燃料、バイオ液体又はバイオマス燃料の委託物の第29条(2)から(7)に規定される持続可能性基準への適合を証明していることを決定できる。第29条(6)および(7)に規定された基準を満たしていることを証明する場合、事業者は、必要な証拠を調達地域レベルで直接提出することができる。欧州委員会は、第29条(3)項第1号(c)(ii)の目的のために、国際協定で認められた、または政府間組織もしくは国際自然保護連合（IUCN）が作成したリストに含まれる、希少な、絶滅のおそれのある、もしくは絶滅の危機に瀕した生態系または種の保護のための地域を認定することができる。

欧州委員会は、これらのスキームが、土壤、水、大気の保護、劣化した土地の回復、水が不足している地域における過剰な水の消費の回避、間接的な土地利用変化リスクの低いバイオ燃料、バイオリキッド、**バイオマス燃料**の認証のために取られた措置に関する正確な情報を含むことを決定することができる。

注：PEFC RED III 認証スキームは、PEFC が欧州委員会から**ボランタリースキーム**として認められるために作成した一連の技術文書（PEFC ST 500 シリーズ（ST 5002、5003、5004）と、スキームオーナーレベルでのRED III 要求事項に準拠した追加 TD PEFC）により構成される。

3.1.52 RED III 認証書

経済事業者がRED III の要求事項を遵守していることを証明する、**ボランタリースキーム**の枠組みにおける認証機関による適合性宣言。

注：RED III の下、欧州委員会が承認した PEFC **ボランタリースキーム**の枠組みの中で、経済事業者が RED III の要求事項に適合していることを証明する認証機関による適合性宣言書は、PEFC RED III 認証書と呼ばれる。有効な PEFC RED III 認証書を保有する組織は、PEFC RED III 認証組織と呼ばれる。

3.1.53 RED III 製品グループ

原材料、バイオ燃料、バイオリキッド、物理的・化学的特性が類似し発熱量が類似する非ガス状**バイオマス燃料**、またはガス状**バイオマス燃料**、および化学的特性が類似するLNGで、再生可能エネルギー目標達成に向けたバイオ燃料、バイオリキッド、**バイオマス燃料**の寄与を決定するためにRED III の第7条、第26条、第27条に規定される同じ規則の対象となる全てのもの。

注：LNGは液化天然ガスの略。

3.1.54 RED III 持続可能性基準

RED III の持続可能性基準は、RED IIIの第29条(2)から(7)に定められている。森林**バイオマス**から生産されるバイオ燃料、バイオリキッド、**バイオマス燃料**に適用されるRED IIIの持続可能性基準は、RED IIIの第29条(6)と(7)に定められている。これらは、伐採レベルのRED III持続可能性基準と、炭素と吸収源の維持・強化レベルのRED III持続可能性基準に分かれている。

伐採レベルでは、RED IIIの持続可能性基準は以下のように要約できる：

- a) 伐採作業の合法性
- b) 伐採地の**森林再生**
- c) 湿地帯や泥炭地を含め、国際法もしくは国内法、または自然保護を目的とした関係当局によって指定された、湿地帯や泥炭地を含む地域が保護される。
- d) 伐採が、持続可能な森林管理の原則に従い、土壤の質と生物多様性の維持に配慮して行われ、悪影響を防止することを目的として、切り株や根の伐採、原生林や老齢林の劣化、または人工林への転換、脆弱な土壤での伐採を回避する方法で行われ、森林が所在する国で定義されている大規模皆伐の最大

閾値、および枯れ木採取のための地域的かつ生態学的に適切な保留閾値を遵守して行われ、土壤の圧縮を含む土壤の質、生物多様性の特徴および生息地への悪影響を最小限に抑える伐採システムを使用する要件を遵守して行われる。

- e) 伐採が森林の**長期的な生産能力**を維持または向上させる地域
- f) 森林バイオマスは、以下の土地を起源としない
 - i. 2008年1月以降、**原生林**、在来種のその他の樹木が生い茂る森林地（ただし、人間の活動が明確に見られず、生態系が著しく搅乱されていないもの）、**老齢林**、**生物多様性に富む草地**、**およびヒースランド**に該当する土地。
 - ii. 2008年1月以降、**生物多様性に富む森林およびその他の樹木林**に該当する土地（ただし、当該原材料の生産がこれらの自然保護目的を妨げていないという証拠が提示されている場合を除く。）
 - iii. 2008年1月に**湿地**に該当する土地（ただし、現在は当該土地を保有していないもの）、あるいは
 - iv. 2008年1月に泥炭地に該当する土地（ただし、当該原材料の耕作および収穫が、以前は排水されていなかった土壤の排水を伴わないという証拠が提示されている場合を除く

注：RED III 指令に基づき、この定義は、**森林バイオマス**からバイオ燃料、バイオリキッド、およびバイオマス燃料を生産する施設が、RED III第30条(3)に基づいて実施される審査の目的で、企業レベルの内部プロセスに裏付けられた、**森林バイオマス**が(vi)に規定される土地から供給されていないことを保証する宣言を発出するという要件によって補完される。これは、本規格の4.1.8で要求されている。

炭素貯蔵と吸収源レベルの維持において、RED IIIの持続可能性の基準は以下のように要約できる：

- a) **森林バイオマス**の原産国または原産地域経済統合組織が次のいずれかである。
 - v. パリ協定の締約国である；
 - vi. 国連気候変動枠組条約（UNFCCC）に国が決定する貢献（NDC）を提出し、当該NDCに農業、林業及び土地利用からの排出と除去が含まれており、バイオマス伐採に伴う炭素蓄積量の変化が、NDCに規定された温室効果ガス排出削減・制限のコミットメントに確実に算入されていること。または、
 - vii. パリ協定第5条に従い、伐採地域で適用される、炭素蓄積と吸収源を保全・強化し、報告されるLULUCFセクターの排出量が除去量を上回らないことを証明するための国レベルまたは準国レベルの法律が整備されていること。
- b) 上記(a)の証拠が入手できないときは、**森林バイオマス**から生産されるバイオ燃料、バイオリキッド及び**バイオマス燃料**は、森林認証地域レベルにおいて森林の炭素蓄積量及び吸収量が長期的に維持もしくは強化されるような管理システムが構築されている場合、RED III第29条第1項第1号(a)、(b)及び(c)に掲げる目的のために考慮されなければならない。

注：この定義で言及されているRED IIIの条文には、より詳細な情報が含まれている。またこれらの条文には、

これらの基準が組織によってどのように実施されうるかについても規定されている。PEFC ST 5002 の目的のために、それらを要約したものであり、詳細については、直接 RED III を参照のこと。

3.1.55 残渣

生産工程が直接生産しようとする最終製品ではない物質。生産工程の主要な目的物ではなく、また、生産工程がそれを生産するように意図的に変更されたものではないこと。

3.1.56 第二者調査

第一集積点を管理する経済事業者による供給業者の調査。第二者調査プロセスは、第一集積点に対する第三者調査においても対象となる。

第二者調査の例：森林バイオマス供給業者が、RED III持続可能性基準への適合を示すために第一集積点に提出する追加証拠の評価。

3.1.57 サイト

地理的な地点、物流施設、輸送、または流通インフラで、その内で製品を混合できる正確な境界を持つもの。

注：異なる物理的サイトに位置する組織単位は、独自の購買、加工、販売機能を持たない拡張部分であれば、一つのサイトの一部とみなすことができる（例えば、遠隔地の保管施設）。ただし、1つのサイトが複数の法人を包含することはできない。外部委託契約に基づき使用される下請け業者（例：外部委託倉庫）は、サイトには分類されない。

3.1.58 調達地域

森林バイオマス原材料が調達される地理的に定義された地域であり、信頼できる独立した情報が入手可能で、森林バイオマスの持続可能性と合法性の特性のリスクを評価するのに十分なほど条件が均一である地域。

注：1つの調達地域は、1つまたは複数のPEFC SFM認証地域（認証地域）から構成されることができる。認証地域とは、PEFC SFM 規格（PEFC ST 1003）に従った SFM システムによってカバーされている森林地域である。PEFC ST 5002 の第 6 章に従った**レベル B** の証拠要求事項は、調達地域または認証地域で実施される。

3.1.59 切り株と根

切り株の高さを、当該国または地域における通常の伐採方法のもとで伐採される高さとみなし、樹木全体の体積から、切り株より上部の木質**バイオマス**を除いた部分。

3.1.60 支援スキーム

EU加盟国またはEU加盟国グループによって適用される、再生可能エネルギーのコスト削減、販売価格の引き上げ、再生可能エネルギー義務またはその他の手段による購入量の増加により、再生可能エネルギー源のエネルギー利用を促進するあらゆる制度、スキームまたはメカニズムであって、投資援助、免税または減税、税還付、グリーン証書によるものを含む再生可能エネルギー義務支援制度、固定価格買取制度やスライド制または固定プレ

ミアム制を含む直接価格支援制度を含むがこれらに限定されない。

3.1.61 定期審査

ボランタリースキームの枠内で認証機関が発行した認証について、認証後、再認証審査以前に行うフォローアップ審査で、四半期ごと、半年ごと、または毎年実施される。

3.1.62 一時停止した認証

認証機関が特定した不適合により、または経済事業者の自発的な要請により、一時的に無効となる認証。

3.1.63 持続可能性と温室効果ガス（GHG）排出削減の特性

バイオ燃料、バイオリキッド及びバイオマス燃料の持続可能性及びGHG排出削減基準、又は非生物起源の再生可能な液体及び気体輸送燃料並びにリサイクル炭素燃料に適用されるGHG排出削減要求事項に当該委託物が適合していることを示すために必要な、原材料又は燃料の委託物を説明する一連の情報。

3.1.64 終了した認証

有効期間内に自主的に取り消された認証。

3.1.65 第三者調査

調査の対象となる組織から独立した第三者による経済事業者の調査。

3.1.66 標準値

特定のバイオ燃料、バイオ液体燃料またはバイオマス燃料の生産経路における温室効果ガス排出量および温室効果ガス排出削減量の見積もり。これは、EU域内の消費量を代表するものである

3.1.67 ボランタリースキーム

RED III、および「炭素蓄積量の多い土地への生産面積の大幅な拡大が観察される高ILUCリスク原材料の決定並びに低ILUCリスクのバイオ燃料、バイオリキッドおよびバイオマス燃料の認証に関する委任規則（EU 2019/807」に規定される持続可能性およびGHG削減基準を含むが、これに限定されない基準および規則への経済事業者の適合を認証する組織。

3.1.68 廃棄物

廃棄物とは、保有者が廃棄物に関する指令 2008/98/EC の第 3 条(1)に規定されるところに従い、廃棄するまたは廃棄する意向がある、もしくは廃棄する必要がある物質または物体を意味する。ただし、この定義を満たすために意図的に変更または汚染された物質を除く。

3.1.69 湿地

自然または人工、恒久的または一時的な、停滞水または流水、淡水、汽水または塩水を含む、沼地、湿原、泥炭地または水域の区域。これには、干潮時の水深が6メートルを超えない海域の区域を含む。

注：湿地生態系は、恒久的、あるいは数年から数十年にわたり、あるいは一年のかなりの期間、水没または飽和状態にある。定義の適用は、一年の季節変化を反映するものとする。

出典：特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約（ラムサール条約、1971年） 注：湿地生態系は、恒久的、数年間または数十年間、あるいは一年のかなりの期間にわたり、水没または飽和状態にある。定義の適用は、一年の季節的変化を反映すべきである。

3.1.70 取り消された認証

認証機関またはボランタリースキームによって永久的に取り消された認証。

4. 一般的な要求事項

4.1 法律および契約事項

4.1.1 申請顧客組織または PEFC RED III 認証を受けた顧客組織を審査する場合、認証機関は、PEFC ST2003:2020 - PEFC 国際 CoC 規格に対する認証を運営する認証機関に対する要求事項、および本 PEFC ST 5003 に定義された要求事項に従わなければならない。

注：「申請者」という形容詞は、顧客組織の PEFC 認証ステータスを意味する。申請顧客組織とは、PEFC RED III スキームに対してまだ認証を受けていない組織で、PEFC RED III 認証を取得するために認証機関に申請する組織のことである。

4.1.2 認証機関は、RED III 指令の第 30 条に従い、RED III に関する業務を遂行するために必要な情報を、要請に応じて欧州委員会、EU 加盟国、PEFC 評議会、または PEFC 認可機関に提供しなければならない。持続可能性を検証するための規則に関する実施規則第 17 条の第 1 項から第 6 項に従って、この義務を果たさない、あるいは果たそうとしない場合、認証機関は PEFC RED III への参加および実施から除外される。

注：このような場合、PEFC RED III の告示は一時停止される（要求事項 4.1.4 も参照）。

4.1.3 PEFC RED III スキームに対する認証を提供するために、認証機関は以下を行わなければならない：

- a) 規則(EC) No 765/2008 に従い、国家認定機関により実施された ISO/IEC 17065 に対する有効な認定を保持し、指令(EU) 2023/2413 により改正された指令(EU) 2018/2001 の範囲内で、ボランタリーや国家的スキームの特定の認証範囲をカバーすること。
- b) 認証機関が、その内部資源又は直接管理下にある他の資源を用いて検証活動を実施する場合、EN ISO/IEC 17029 及び EN ISO 14065 の適用要件も満たさなければならない。認証機関は、検証活動のために、EN ISO/IEC 17029 及び EN ISO 14065 の該当する要求事項を満たす認証機関からの他の資源のみを使用しなければならない。

4.1.4 さらに、PEFC RED III スキームに対する認証を提供するためには、認証機関は、PEFC 評議会または PEFC 認可団体が発行した有効な PEFC RED III 告示を保有していなければならない。

注：PEFC RED III の通知は、認証機関と PEFC との間の契約書への署名によって取得される。

4.2 公平性の管理

4.2.1 認証機関は、審査員について以下のことを確実にしなければならない：

- a) 審査対象の活動から独立していること
- b) 利益相反がないこと

注：ISO/IEC 17065は、**認証機関**による公平性の管理について非常に詳細な要求事項を定めている。

4.2.2 認証機関は、公平性を管理するための方針および手順を定めなければならない。手順には、以下を含むがこれに限定されない：

- a) 同じ審査チームが3年連続で同じ顧客を審査しないようにするためのルール
- b) 審査員のローテーションの原則またはその他の既存のベストプラクティス
- c) 認証業務に携わる要員が、審査前3年間に、依頼組織と外部審査業務以外のビジネス、コンサルタント又は財務上の関係を有していないことを確認するための規則
- d) c)に従った潜在的な利益相反、または潜在的な利益相反につながる可能性のあるその他の状況を定義、特定、評価するためのメカニズム
- e) 認証活動に携わる要員が、あらゆる業務に従事する前に、潜在的な利益相反を通知するための仕組みと規則
- f) 利益相反の可能性がある人物を意思決定から排除すること。

注：認証機関が評価すべき潜在的な利益相反は、審査員が、審査を受ける組織（または直接の競合組織）に雇用されていた、または、その組織と財務上もしくは商業上の関係があった場合、または、審査を受ける組織にRED III 要求事項の実施に関するコンサルタントサービスを提供した場合、または、当該組織に勤務する友人や親族がいる場合に生じる。

4.2.3 認証機関は、審査員、技術専門家、認証レヴュア、決定者に対し、組織との関わりを持つ前に、利益相反の可能性を認証機関に通知するよう求めなければならない。

4.2.4 潜在的な利益相反が申告または特定された場合、**認証機関**は、利益相反の有無を評価し、判断するための仕組みを備えなければならない。

4.2.5 認証機関が利益相反を確認した場合、**認証機関**はそれを管理しなければならない。利害の対立により認証プロセスが影響を受けた可能性がある場合、**認証機関**はそれを PEFC 評議会および PEFC 認可団体に伝えなければならない。

4.2.6 要求があれば、PEFC RED III 認証活動の実施に限定した、**認証機関**の年次内部監査の結果を PEFC 評議会または **PEFC 認可団体**に提供しなければならない。報告書には、審査員、認証レヴュア、決定者の利益相反がないことの宣言の情報を含まなければならない。

4.3. 公開情報

4.3.1 認証機関は、認証プロセスに関連する側面について、必要に応じてPEFCからガイダンスを受ける。これには、例えば、規制の枠組みの更新や、PEFC の内部モニタリングプロセスから得られた関連する所見などが含まれる。

5. 資源に関する要求事項

5.1 認証機関の人員

5.1.1 審査員

5.1.1.1 実務経験

5.1.1.1.1 認証機関は、審査員がマスバランスシステム、サプライチェーン・ロジスティクス、簿記、トレーサビリティ、データ処理または関連分野の経験を有することを確実にしなければならない。

5.1.1.1.2 認証機関は、審査員が森林・樹木をベースとしたバイオマスのライフサイクルアセスメントにおいて最低2年の経験を有することを確実にしなければならない。

5.1.1.1.3 認証機関は、審査員が、指令 (EU) 2018/2001の附属書V及びVIに規定される方法論に従って個々の審査員が実施する審査の種類に関連するGHG排出量計算を審査した経験を有することを確実にしなければならない。

5.1.1.1.4 5.1.1.1.3と5.1.1.1.2で言及されるGHG排出量計算の審査経験は、審査チームレベルでもカバーできる。例えば、GHG 排出量計算の経験は、テクニカルレビューにことができる。この場合、GHG排出量計算書は、審査に先立ち、テクニカルレビューによって修正され、審査中に確認が必要な情報は審査員に渡され、審査中に検証されなければならない。

5.1.1.2 PEFC CoCとRED IIIトレーニング

認証機関は、新規審査員が審査を開始する前に、PEFC ST 5002 に関する初期研修を受け、PEFC ST 5002 をカバーする知識テストに合格していることを確実にしなければならない。

5.1.1.3 力量

認証機関は、審査員が、土地利用基準や、生態学、自然科学、林学、造林学、関連分野の経験など、スキームの基準に関連する審査を実施するために必要な特定の技能（生物多様性の高い森林基準への準拠を検証するために必要な特定の技術的技能を含む）を有していることを確実にしなければならない。力量は以下を含むが、これに限定されない：

- a) 森林、その他の森林地帯、草地、湿地、ヒースランド、泥炭地など、関連する生態系の基準、用語、および管理
- b) GHG排出削減
- c) CoCとマスバランスシステムの実施

注： 土地利用基準は、指令 (EU) 2018/2001の第29条 (2) ~ (9) 、また、持続可能性と温室効果を検証するための規則に関するIRの第5章と付属書VIIIに定められた低ILUCリスク認証の方法論に規定されている。

5.1.2 審査チーム

5.1.2.1 認証機関は、審査の目的を達成するために必要な力量を考慮し、ISO 19011 に規定される審査チームの選定・任命プロセスを持たなければならない。

5.1.2.2 審査を実施する審査員が1名の場合、その審査員は、当該審査に適用される審査チームリーダーの職務を遂行する能力を有していなければならない。

5.1.3 レビューおよび認証決定者

PEFC ST 2003 の要求事項に加え、レビューおよび認証決定者は、5.1.1 項の審査員に関する PEFC ST 5003 の追加要求事項を遵守しなければならない。

5.2 認証プロセスに携わる人員の能力管理

認証機関は、定期的な研修を通じて、現役の審査員が PEFC の解釈、認証機関の手順、および審査のベストプラクティスに関する力量を維持することを確実にしなければならない。

6. プロセス 要求事項

6.1 申請

認証機関は、PEFC ST 5002 に従い、CoC の範囲を RED III 要求事項に拡大するために、認証申請書において以下の情報を開示するよう組織に要求しなければならない：

- a) 自社もしくはその法的前任者が、現在、他の自主的スキームもしくは他の認証機関に参加しているかどうか、または過去5年間に他の自主的スキームもしくは他の認証機関に参加したことがあるかどうか。
- b) マスバランスデータ、審査報告書、および該当する場合、過去 5 年間の認証の一時停止または取消しの決定を含むすべての関連情報。他の認証機関が発行した認証書が、審査で特定された不適合に伴い、一時停止、取消、終了、不発行、再発行されたかどうか。特定された不適合、是正措置及び／又は予防措置を記載した最新の審査報告書を、申請書の一部として提出しなければならない。

6.2 申請のレビュー

6.2.1 申請レビューの一環として、認証機関は、他の承認ボランタリースキームまたは承認国家システムとのクロスチェックを実施し、顧客デューディリジェンスを実施するものとする。このクロスチェックと顧客デューディリジェンスは、取引履歴の浅い組織に特に注意を払うものとする。

6.2.2 申請レビューは、PEFC 認証スキームまたは他の承認ボランタリースキームの認証機関による認証の一時停止、終了、取消、またはネガティブな認証決定の理由を評価しなければならない。レビューは、申請組織だけでなく、その法的前任者も考慮しなければならない。

6.2.3 認証機関は、前回の審査で指摘され、他の認証機関により完結されなかったすべての不適合について、本文書に記載された不適合管理の手順に従って、自らの審査で特定されたものとして対応しなければならない。認証機関は、危機的な不適合が特定された場合、2年間のロック期間を尊重しなければならない。

6.2.4 認証機関は、以下の場合、申請組織を却下しなければならない：

- a) 本文書の要求事項6.1に従って情報を開示していない。
- b) 申請組織またはその法的前任者が、他の承認ボランタリースキームまたは承認国家システムによる RED III 認証を既に保有しており、その認証が一時停止されている。
- c) 申請組織またはその法的前任者が、他の承認ボランタリースキームまたは承認国家システムから RED III 認証を取得しており、その認証書が、終了または取消から過去2年以内に危機的な不適合（または複数の重大な不適合）が確認された審査の結果、終了または取り消された場合。

6.2.5 以前に危機的な不適合または重大な不適合があるとされた組織が再認証を申請する場合、認証機関は、

PEFC 評議会、PEFC 認可団体、および再認証を申請した他の承認ボランタリースキームまたは承認国家システムにその旨を通知しなければならない。

6.3 審査

- 6.3.1** PEFC RED III スキームに初めて参加する顧客組織の初回審査は、常に現地で行わなければならない。
- 6.3.2** 初回現地審査の準備、およびその後のサーベイランス審査や再認証審査において、認証機関は、審査員が顧客組織の全体的なリスクプロファイルを適切に分析することを確実にしなければならない。審査員の専門的知識及び顧客組織から提出された情報に基づき、この分析は、特定の顧客組織のリスクレベルだけでなく、サプライチェーン（例えば、指令（EU）2018/2001の附属書IXに記載された材料を取り扱う組織の場合）のリスクレベルも考慮しなければならない。
- 6.3.3** 審査の強度、審査の範囲、またはその両方を、特定された全体的なリスクのレベルに適合させ、顧客組織から提供される情報の完全性に対する適切なレベルの信頼を確保しなければならない。
- 6.3.4** 初回審査の結果は、最低限、組織の内部プロセスの有効性について合理的な保証を提供するものでなければならない。顧客組織のリスクプロファイルに応じて、その書類の真実性について限定的保証レベルを適用することができる。初回審査の結果に基づき、リスクが低いと考えられる組織は、その後の限定的保証審査の対象とすることができる。
- 6.3.5** 審査は、少なくとも以下の要素を含まなければならない：
- 認証基準に関する、顧客組織が実施する活動の特定。
 - 認証基準に関する顧客組織およびその組織全体の関連システムを特定し、関連するマネジメントシステムの効果的な実施をチェックすること。
 - 審査員の専門的知識及び顧客組織から提出された情報に基づく、材料の虚偽表示につながり得るリスクの分析。この分析では、例えば、附属書IXに記載された材料を取り扱う組織の場合、顧客組織及びサプライチェーン、とりわけすぐ上流及び下流の段階におけるリスクレベルに応じて、活動の全体的なリスクプロファイルを考慮しなければならない。審査の強度または審査の範囲、あるいはその両方は、特定された全体的なリスクレベル、さらに工場の生産能力および生産された燃料の申告量の妥当性チェックに基づいて適切なものでなければならない。
 - リスク分析、組織の活動の範囲と複雑さに対応した検証計画であって、組織の活動に関して採用されるサンプリング方法を定めたもの。
 - 定められたサンプリング方法に従って証拠を収集することによる検証計画の実施に加え、検証者の結論の根拠となる関連するすべての追加証拠。
 - 最終的な検証の結論に至る前に、審査証跡の欠落要素、差異の説明、または主張や計算の修正を提供するよう、顧客組織に要請すること。

g) 顧客組織のPEFC RED III 認証に関連した意思決定における利益相反あるいはその認識の特定。

6.3.6 さらにマスバランスシステムを審査する場合、認証機関は以下の事項を確実にしなければならない：

- a) PEFC RED III スキームへの参加前の初回審査では、審査員はマスバランスシステムの存在と設定を確認しなければならない。
- b) その後のサーベイランス審査および再認証審査では、審査員は少なくとも以下を確認しなければならない：
 - i. 認証範囲内の全サイトのリスト。各サイトは独自のマスバランス記録を持つこと。
 - ii. 材料の説明とすべての供給者の詳細を含む、サイトごとのすべての投入材のリスト。
 - iii. サイトごとの全生産品のリスト、取扱材料の説明、および全顧客の詳細。
 - iv. 特に廃棄物や残渣を処理する施設において適用される換算係数であって、それにより廃棄物や残渣物をより多く生産するために工程が変更されていないことが確認できるもの。
 - v. 帳簿システムにおける投入材、生産品、および残高との間の不一致。
 - vi. 持続可能性特性の配分。
 - vii. マスバランス期間終了時の持続可能性データと物理的ストックの同等性。

6.3.7 クライアント組織の審査において、物理的に異なる場所に所在する組織単位が含まれる場合、それらが独自の購買・加工・販売機能を持たない拡張施設（例：遠隔保管施設）であり、かつ単一の法人格の一部である場合（複数住所を有する個別証明書）、認証機関は、審査において保管の完全な連鎖とRED III活動が網羅され、かつクライアント組織のRED III要件への適合性について十分な確信を得るためにサンプリングが適切である場合に限り、サンプリングを適用することができる。

注：PEFCは、RED III認証の文脈において、複数サイトまたはグループ生産者認証を認めていない。

6.3.8 認証機関は、PEFC ST 2002およびPEFC ST 5002のすべての認証要求事項が継続的に満たされていることを評価するため、再認証審査を計画し実施しなければならない。再認証審査の目的は、認証要求事項全体の実践が継続的に適合し有効であること、および認証範囲に対する継続的な関連性と適用性を確認することである。

6.3.9 再認証審査は常に現地で実施されるものとする。

6.3.9 再認証審査において、認証機関は、認証期間における認証要求事項の実施に関するクライアント組織の実績を考慮し、過去の審査報告書のレビューを含めるものとする。

6.3.10 認証機関が再認証審査を完了していない場合、または認証機関が認証の有効期限前に重大な不適合の修正および是正措置を確認できない場合、再認証は推奨されてはならず、認証の有効期限は延長されてはならない。

6.4 認証の決定

- 6.4.1** 審査指摘事項は、**危機的な不適合**、**重大な不適合**、**軽微な不適合**、および観察事項に分類される。
- 6.4.2** サーベイランス審査や再認証審査、あるいはPEFCの内部モニタリングや苦情処理を通じて発見された**危機的な不適合**は、組織の認証の即時取消につながらなければならない。
- 6.4.3** 初回審査で**危機的な不適合**が指摘された場合、認証機関は申請組織に認証書を発行してはならない。組織は、2年後に認証を再申請することができる。
- 6.4.4** サーベイランス審査や再認証審査、あるいはPEFCの内部モニタリングや苦情処理を通じて発見された**重大な不適合**は、顧客組織の認証の一時停止につながらなければならない。
- 6.4.5** **軽微な不適合**の場合、認証機関は、その通知からまで12カ月を超える次回のサーベイランス審査または再認証審査までの範囲で、その解決期間を定めることができる。
- 6.4.6** (PEFC ST 5002 の要求事項 4.1.3 に従い) PEFC **RED III 認証**の発行に先立ち、PEFC 評議会または**PEFC 認可団体**が顧客組織との PEFC RED III 契約書への署名を手配するために、認証機関は、初回審査が行われ、認証書の発行を停止する可能性のある**不適合**が処理され、顧客組織が本技術文書の要求事項を遵守していることを、対応する PEFC 評議会または**PEFC 認可団体**にただちに報告しなければならない。

表 1 : PEFC ST 2003 の解釈と補足の要約。追加されたテキストは太字で表示。

| PEFC ST 2003:2020の要求事項 | RED III準拠のための解釈とアドオン |
|--|--|
| 7.6.1 審査所見は、重大な不適合、軽微な不適合、観察事項に分類しなければならない。 | 6.4.1 審査所見は、 危機的な不適合 、 重大な不適合 、 軽微な不適合 、および観察事項に分類しなければならない。 |

6.5 認証文書

- 6.5.1** 申請顧客組織に PEFC **RED III 認証**を発行する前に、認証機関は、申請組織と PEFC評議会または**PEFC 認可団体**との間に (PEFC ST 5002 の要求事項 4.1.3に従い) PEFC RED III 認証契約が締結されていることを確認しなければならない。
- 6.5.2** 認証文書には、クライアント組織の名称および住所に加え、該当する場合、物理的に異なる場所に所在するその他の組織単位およびその住所を含めるものとする。ただし、それらが独自の購買、加工、販売機能を持たない拡張施設（例：遠隔保管施設）であり、かつ同一の法人格の一部である場合に限る。

注：PEFCは、RED III認証の文脈において、複数サイトまたはグループ生産者認証を認めていない。

- 6.5.3** 認証の範囲は、PEFC ST 5002 を含まなければならない。

6.5.4 認証は最長5年間付与されるものとする。

6.5.5 PEFC ST 2003:2020 の7.7.1に基づく要求事項に加え、認証文書には審査報告書の要約を含まなければならない。認証および審査報告書は、PEFC ウェブサイトで公開されなければならない。

6.5.6 審査報告書の要約には、少なくとも以下の内容を含まれなければならない：

- a) 認証サイトが取り扱う（物理的な）投入／生産品材料 - 分類は、指令(EU)2018/2001 の附属書IXに規定された要求事項（保管の有無、取引される材料の種類）に適合していなければならない。
- b) 審査日
- c) GHGデータの種類（デフォルト値、NUTS2値または実績値-GHG排出削減係数の適用に関する情報を含む）
- d) 審査日
- e) 特定された不適合事項の集計リストと、それぞれの是正に関する行動計画および是正時期
- f) すべての特定された危機的および重大な不適合が、要求事項番号を含む各要求事項ごとに、またすべての要求事項についてリストアップされていること。
- g) 各要求事項に対して特定された危機的な不適合及び／又は重大な不適合の是正措置
- h) 特定されたすべての危機的及び／又は重大な不適合に対する是正措置の要約／集計
- i) 認証機関と顧客組織の間で合意された、すべての是正措置のタイミング、ただし、3ヶ月を超えてはならない。
- j) 発行者の印鑑および/または署名

6.5.7 審査報告書には、少なくとも附属書1.に規定された情報を含めなければならない。

6.5.8 認証機関は、PEFC 評議会および／または **PEFC RED III 認可団体**に対し、審査報告書の写し、審査報告書の要約、およびすべての関連文書と GHG 排出量計算書（該当する場合、GHG 排出量削減クレジットの適用に関する背景証拠を含む）を、認証書とともに、英語および必要に応じて他の言語で送付しなければならない。その他の必要ないかなる審査記録も、PEFC ST 2003:2020 の要求事項 4.5 に従い、PEFC 評議会および／または **PEFC RED III 認可団体**の要求に応じ、英語で提供する必要がある場合がある。

6.5.9 審査時間は、審査報告書に記録されなければならない。

表 2 : PEFC ST 2003:2020 の解釈と補足の要約。追加されたテキストは太字で表示される。

| PEFC ST 2003:2020の要求事項 | RED III準拠のための解釈とアドオン |
|-----------------------------------|--|
| 7.7.1 認証書類は少なくとも下記の情報を含まなければならない。 | 6.5.2 認証文書には、クライアント組織の名称および住所に加え、該当する場合、物理的に異なる |

| | |
|---|---|
| <p>b) 顧客組織の名称と住所、および、あてはまる場合は認証の対象であるCOCを有するそのサイト/法主体</p> <p>注意書1 顧客組織の名称と住所は、PEFC – COCの行為が行われていない法主体の名称と住所であつてもよい。（例：私書箱の住所）認証書類上には、認証の対象になっている顧客組織の名称と住所も含まれなければならない。</p> | <p>場所に所在するその他の組織単位およびその住所を含めるものとする。ただし、それらが独自の購買、加工、販売機能を持たない拡張施設（例：遠隔保管施設）であり、かつ同一の法人格の一部である場合に限る。</p> <p>注：PEFCは、RED III認証の文脈において、複数サイトまたはグループ生産者認証を認めていない。</p> |
| <p>7.7.2 認証範囲は少なくとも下記情報を含まなければならない。</p> <p>a) PEFC COC 2002「森林および/または森林外樹木製品の COC – 要求事項」の言及、および、当てはまる場合は、PEFC 承認の森林認証制度として採用された本規格の該当国バージョンの確認。注意書 COC 規格の確認とは、それに照らして評価が実行されたバージョンの COC 規格で、該当の認証が授与されたときに有効であったものを指したものでなければならない。</p> <p>b) PEFC COC 2001「商標の使用規則 – 要求事項」の言及、および、当てはまる場合は、PEFC 承認の森林認証制度として採用された本規格の該当国バージョンの確認。</p> <p>c) 適用された COC 方式</p> <p>d) PEFC 製品カテゴリーによる COC の対象製品。注意書 特定のプロジェクトに関する PEFC-COC 認証、または「プロジェクト認証」の場合（PEFC GD 2001,付属書 1 参照）、プロジェクトの名称をプロジェクト認証書の対象に含めてもよい。</p> | <p>6.5.3 認証の範囲は、PEFC ST 5002 を含まなければならない。</p> |
| <p>7.4.12 認証機関は、要求があれば、8.に従い、PEFCが求める英語による審査報告書及び必要な審査記録のコピーをPEFC評議会及び/又はPEFC各國認証管理団体に送付しなければならない。</p> | <p>6.5.8 認証機関は、PEFC 評議会および/または PEFC RED III 認可団体に対し、審査報告書の写し、審査報告書の要約、およびすべての関連文書と GHG 排出量計算書（該当する場合、GHG 排出量</p> |

| | |
|--|--|
| | 削減クレジットの適用に関する背景証拠を含む)を、認証書とともに、英語および必要に応じて他の言語で送付しなければならない。その他の必要ないかなる審査記録も、PEFC ST 2003:2020 の要求事項 4.5 に従い、PEFC 評議会および／または PEFCRED III 認可団体 の要求に応じ、英語で提供する必要がある場合がある。 |
| | 6.5.9 審査時間は、審査報告書に記録されなければならない。 |
| 付属書1（規準的） – 審査報告書の最低限の内容 PEFC評議会2020 審査報告書は、最低限下記の内容を含まなければならない。 1. 表紙 2. 顧客組織の解説 3. 下記を含む顧客組織のPEFC-COCの解説 a) マネジメントシステム b) 組織および/またはサイトの部分 c) 外部委託を含むプロセス/行為、および d) PEFC-COC の対象である製品グループおよびその製品 当てはまる場合は、サイトおよび/または製品グループごとに i COC の方式 ii 意図に基づくPEFC商標マークの申請 4. 審査の対象範囲 a) ST 2002 およびST 2001から適用された規準。当てはまる場合は、サイトおよび/または製品グループごとに i COC の方式 | 6.5.6 審査報告書の要約には、少なくとも以下の内容を含まれなければならない： a) 認証サイトが取り扱う（物理的な）投入／生産品材料 - 分類は、指令(EU)2018/2001 の附属書IX に規定された要求事項（保管の有無、取引される材料の種類）に適合していなければならない。 b) 審査日 c) GHGデータの種類（デフォルト値、NUTS2値または実績値-GHG排出削減係数の適用に関する情報を含む） d) 発行場所 e) 特定された 不適合 事項の集計リストと、それぞれの是正に関する行動計画および是正時期 f) すべての特定された 危機的 および 重大な不適合 が、要求事項番号を含む各要求事項ごとに、またすべての要求事項についてリストアップされていること。 g) 各要求事項に対して特定された 危機的な不適合 及び／又は 重大な不適合 の是正措置 h) 特定されたすべての 危機的 及び／又は 重大な不適合 に対する是正措置の要約／集計 i) 認証機関と顧客組織の間で合意された、すべての |

| | |
|---|--|
| ii PEFC 商標マーク使用規則 iii および PEFC-DDS の要求事項 b) 現場訪問をしたサイト c) 遠隔審査に関して： i 遠隔審査実施の正当理由 ii 採用されたテクニックとその正当理由 d) マルチサイト審査に関して： i 付属書3の3.2.3項に則ったサンプルサイズの計算 ii 該当するサンプリングの正当理由、および iii 審査を受けたサイト 5.審査の所見 a) 適用される認証基準との適合または不適合を示す所見の呈示 b) 提示された是正措置、および是正措置と終了の報告に関する時間枠 c) 前回提示された是正措置の評価、および d) 提言された認証の決定 | 是正措置のタイミング、ただし、3ヶ月を超えてはならない。 i) 発行者の印鑑および/または署名 付属書1（規準的）：審査報告書の最小限の内容 |
|---|--|

6.6 認証の終了、削減、一時停止、取消

6.6.1 ISO/IEC 17065:2012(E)の第 7.11 項に示される要求事項がすべて適用される。さらに、**認証機関**は、認証のステータスを、有効、一時停止、取消、終了、及び期限切れのいずれかに定めなければならない。

6.6.2 顧客組織が、欧州委員会施行規則 (EU) 2022/996の第17条第1項から第6項に定める要求事項を遵守しないか、または遵守する意思がない場合、**認証機関**は認証を取り消さなければならない。

注：欧州委員会施行規則 (EU) 2022/996の第17条は、EU加盟国および欧州委員会による監督のために、**認証機関**、**認証組織**、および**承認ボランタリースキーム**または**承認国家システム**が従うべき要求事項を記載している。

表 3 : PEFC ST 2003:2020 の解釈と補足の要約。追加されたテキストは太字で表示される。

| PEFC ST 2003:2020の要求事項 | RED III準拠のための解釈とアドオン |
|--|--|
| 7.11 認証の終了、削減、一時停止、または取消。 ISO/IEC 17065:2012(E)の7.11項に示されるすべての要求事項が適用される。 | 6.6.1 ISO/IEC 17065:2012(E)の7.11 項に示されるすべての要求事項が適用される。さらに、認証機関は、認証のステータスを、 有効 、一時停止、取消、終了、及び期限切れと定めなければならない。 |

6.7 記録

記録は、最低5年間、または関連する国家機関により要求され、法令規則に準拠するためにそれ以上の期間保持されなければならない。

7 廃棄物および残渣の審査に関する追加要求事項

(サプライチェーン審査要求事項)

7.1 一般的な事項

7.1.1 認証機関は、**廃棄物**及び**残渣**の収集地点を管理する組織の審査の一部として、**廃棄物**及び**残渣**の原産地（**廃棄物**及び**残渣**の生産者）の評価を含めなければならない。**廃棄物**及び**残渣**の生産者の評価は、過去のデータを含め、生産者が保持する情報及び記録（5.2.1c を参照）に基づくものとし、以下を確実にしなければならない：

- a) 生産者が供給する**廃棄物**および**残渣**は、自社の工程に由来するものであり、第三者から調達したものではない；
- b) 生産者が排出する**廃棄物**や**残渣**の量は、主要製品の生産量に対応したものである；
- c) **廃棄物**や**残渣**を生成するプロセスや材料そのものが、当該材料を**廃棄物**や**残渣**として宣言する目的で意図的に変更されていないこと。

注：**廃棄物**・**残渣**の集積地は、バイオマス認証サプライチェーン内の最初の地点である。従って、集積地の審査には、集積地のプロセスの評価だけでなく、集積地に搬入された**廃棄物**や**残渣**の原料の原産地の評価も含まれなければならない。

7.1.2 認証機関は、**廃棄物**または**残渣**の種類に見合った明確な規則を定めなければならない。バイオ燃料およびバイオリキッドについては、指令（EU）2018/2001の付属書IXのパートAおよびBに記載された**廃棄物**または**残渣**を月5トン以上供給する原産地は、現地審査の対象とする。

7.1.3 認証機関は、審査に先立ち、**廃棄物**および**残渣**の生産者の自己申告を含む、すべての原産地（**廃棄物**および**残渣**の生産者）のリストと、**廃棄物**および**残渣**の月ごとまたは年ごとの発生量を集積地から受領するものとする。

7.1.4 審査中、認証機関は、廃棄物処理同意書、納品書、自己申告書など、すべての個別納品に関する文書または証拠が集積所にあることを確認するものとする。

7.1.5 認証機関は、少なくとも以下を網羅するリスク分析に基づき、原産地評価を含む**廃棄物**及び**残渣**の審査手順の頻度及び強度に関する手順を定めなければならない：

- a) **廃棄物**および**残渣**の種類
- b) **廃棄物**および**残渣**が発生したプロセス
- c) **廃棄物**・**残渣**発生量
- d) バイオマスを**廃棄物**や**残渣**に分類する際の不確実性
- e) **廃棄物**や**残渣**と他の種類の**バイオマス**との混合の危険性

- 7.1.6** また、集積地の審査は、集積地が納品先に対して発行した持続可能性宣言書の写しを、無作為かつリスクベースのサンプルに基づいて検証することにより、川下の納品先への持続可能な原材料の納品を評価するものとする。
- 7.1.7** 宣言された**廃棄物**や**残渣**の性質に合理的な疑いがある場合、審査員はサンプルを採取し、独立した検査機関で分析させる権限を有する。

8 実績値に基づくGHG排出量計算の審査に関する追加要求事項

8.1 一般的事項

- 8.1.1 認証機関は、予定されている審査に先立ち、依頼組織から温室効果ガス排出量の計算に関するすべての関連かつ最新の情報を入手しなければならない。当該情報には、入力データおよびその他の関連証拠、適用された排出係数および基準値とその参照源に関する情報、温室効果ガス排出量の計算、および温室効果ガス排出削減クレジットの適用に関する証拠が含まれる。
- 8.1.2 審査報告書には、審査対象施設で発生した排出量を記録するものとする。最終燃料の処理については、配分後の排出量と達成された削減量を記録するものとする。
- 8.1.3** 排出量が標準値から著しく逸脱している場合、または算出された排出量削減量の実値が異常に高い場合、報告書においてその逸脱の理由を記載しなければならない。認証機関は、当該逸脱について自主的認証制度に直ちに通知しなければならない。

注1：標準値からの大幅な逸脱は 10% を超えるとみなされる。

注2：異常に高いとは、規定値から30%以上乖離していることを指す。

- 8.1.4** PEFC ST 5002の要求事項7.9.2に従い、CO₂ の回収と地中貯留(e_{ccs})による排出削減量に関するGHG排出量の実績値計算を審査する際、組織がCO₂ を直接貯留している場合、認証機関は、貯留施設が良好な状態にあり、漏れがないことを検証しなければならない。(RED III - Annex VI, Part B. No14)。第三者が輸送または地中貯留を実施する場合、認証機関は、当該第三者との関連契約および請求書を通じて提供され得る、貯留の証明を組織から受けなければならない (IR第20条)。

9 マネジメントシステム要求事項

9.1 一般的な事項

認証機関は、以下の各要素に対応する文書管理システムを確立しなければならない：

- a) 一般的なマネジメントシステム文書（マニュアル、方針、責任の定義など）
- b) 文書と記録の管理
- c) マネジメントシステムにおけるマネジメント・レビュー
- d) 内部監査／内部モニタリング
- e) **不適合の特定と管理の手順**
- f) 潜在的な不適合の原因を排除するための予防措置をとるための手順
- g) マスバランス期間終了時における持続可能性データと物理的ストックの等価性

付属書 1 (義務的) 審査報告書の最低限の内容

PEFC ST2003 付属書 4 の要求事項に加え、認証機関は、審査報告書および審査報告書の概要に以下の要素を含めなければならない：

1. 審査報告書の最低限の内容

1.1 表紙

1.2 顧客組織の概要

主たる認証取得組織の連絡先（会社名、住所、指定連絡先の詳細）。

1.3 以下を含む、顧客組織のCoCの説明：

- a) 認証地域（最初の集積地用）
- b) 年間に収穫可能な持続可能な原材料の推定量（林業サプライチェーンの場合）
- c) 年間に回収可能な持続可能な材料の推定量（廃棄物および残渣の集積地の場合）
- d) 認証サイトが取り扱う（物理的な）投入／生産品材料 - 分類は、指令 (EU) 2018/2001 の付属書 IX に規定される要求事項に適合していなければならない。
- e) 年間に使用される持続可能な投入材料の推定量（最終製品の生産者のみ）
- f) 年間に生産可能な持続可能な最終製品の推定量（最終製品の生産者のみ）

1.4 審査の範囲

- a) 審査日
- b) 審査のスケジュールと期間（関連する場合、現地審査とリモート審査の期間によって分割される）
- c) 審査/認証されたPEFC規格（バージョン番号を含む）
- d) 審査対象サイト
- e) 審査方法（リスクアセスメントとサンプリングベース、利害関係者との協議）
- f) その他のボランタリースキームや規格の認証
- g) GHGデータの種類（デフォルト値、NUTS2値または実績値-GHG排出削減係数の適用に関する情報を含む）

1.5 審査結果 以下を含む：

- a) 発行地および発行日
- b) 特定された不適合のリスト

参考文献

改正再生可能エネルギー指令REDIIBIOに定められた新しいバイオエネルギー持続可能性基準実施のためのガイダンス作成のための技術支援 - 最終報告書 (REDIIBIO)

欧洲委員会GHGガス排出削減量の実際の計算の実施と検証に関するノート

バージョン2.0.BK/abd/ener.c.1(2017)2122195.

REDcert Eu.GHG計算のためのスキーム原則。バージョンEU 05.